福岡県公報

平成23年9月12日 第 3 3 0 4 号

目 次

告 示 (第1514号 - 第1516号)

○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可の申請

(環境保全課) ………1

○開発行為に関する工事の完了

の概要

(都市計画課) ……2

○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等

(森林保全課) ………3

告 示

福岡県告示第1514号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定に基づく 特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のよ うに告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 評価に関する事項を記載した書面は、平成23年9月12日から同年10月2日までの間、福 岡県環境部環境保全課及び苅田町民生部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成23年9月12日

福岡県知事 小川 洋

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住 所 福岡県宮若市上有木1番地

名 称 トヨタ自動車九州株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 須藤 誠一

2 事業場の所在地及び名称

所 在 地 京都郡苅田町鳥越町9番2

名 称 トヨタ自動車九州株式会社苅田工場

3 設置しようとする特定施設に関する事項

	種	類	ĺ			水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号) 別表第1の65に掲げる施設(酸又はアルカリに よる表面施設)			
	能	ナ	ı			0.5分/個 2基			
工 事 着	手	予 定	年	月	日	平成23年	11月1日		
工 事 完	成	予 定	年	月	日	平成23年12月10日			
使 用 開	始	予 定	年	月	日	平成24年1月6日			
使用時間の間	隔及び	1日当た	: h σ	使用時	寺間	6~24時 18時間			
使用時間	の季!	節的変	動	の概	要	なし			
特定施設の		項	E			通常	最大		
使用時において当該特	水素	イオ	ン	濃	度	_	9~10		
定施設から	生物化学	的酸素要	求量	(mg/	<i>l</i>)	_	2,500		
排出される	化学的	酸素要求	量	(mg/	<i>l</i>)	_	3,000		
汚水等の汚染状態の通	浮 遊	物質	量	(mg/ℓ)		_	500		
常の値及び	窒 素	含有	量	(mg/ℓ)		_	50		
最大の値	りん	含 有	量	(mg/	()	_	30		
	汚	水	量	(m³/	日)	0	0.15		

									水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号) 別表第1の65に掲げる施設(酸又はアルカリに よる表面施設)			
	能力				ı			0.25分/個				
工	事	着	手	予	定	年	月	日	平成23年11月1日			
工	事	完	成	予	定	年	月	日	平成23年12月10日			
使	用	開	始	予	定	年	月	日	平成24年1月6日			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間							使用	時間	6~24時 18時間			
使	用時	間	の季	節	的変	動	の機	된 要	なし			

定期発行日 毎週月水金曜日 [発行]〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 [作成]〒819-0373 福岡市西区周船寺3丁目28番1号

(電話 092-643-3028) (電話 092-806-5708)

企画課 会 社

総務部行政経営4 印 刷 株 式 5

福岡県正 光

特定施設の	項目	通常	最大
使用時にお	水素イオン濃度	_	9~10
いて当該特	此此 // W // 斯士軍 -> 目 / / / / / / / / / / / / / / / / / /		0.500
定施設から	上物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	_	2,500
排出される	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	_	3,000
汚水等の汚染状態の通	浮遊物質量(mg/ℓ)	_	500
1	do -t		
常の値及び	窒素含有量(mg/ℓ)	_	50
最大の値	り ん 含 有 量 (mg/ℓ)	-	30
	汚 水 量(㎡/日)	0	0.4

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

	種類								総合排水処理場					
	型 式								生物処理を主とした複合処理方式					
	構造									コ	ンクリート構	造及び鋼板権	毒造	
	主 要 寸 法										3.5m×20m	25m×10m		
	能力										900m	i/日		
	処 理 方 式									生物	処理を主とし	た複合処理	方式	
工	事着手予定年月日						日			既	設			
工	事	完	成	予	定	年	月	日			既	設		٦
使	更 用 開 始 予 定 年 月 日						日	既設					٦	
使月	月時間	の間	隔及	ジ 11	日当た	りの	使用印	時間	0~24時 24時間				٦	
使	用時	間	の季	節	的変	動	の概	要	なし				1	
	水等の				_		_		処		理 前	処理	里 後	
	施設の 時にお		項 目						通	常	最大	通常	最大	
	当該汚		水;	素	イ オ	ン	濃	度	6~10 6~8			~8		
1 .	の処理 による		生物化	上学的	酸素要	求量	(mg/	<i>l</i>)	26	i	70	8	10	
	理前及び処 化学的酸素要求量 (mg/ℓ)						<i>l</i>)	25	,	85	12	15		
理後の汚水				<i>l</i>)	53	}	65	16	20					
態の通常の 窒素 含有量 (mg/ℓ)					<i>l</i>)	14	:	25	12	15				
1 "	値及び最大 の値			ん 含	1 有	量	(mg/	<i>l</i>)	5		7	0.8	1	7

ノルマ抽出物	ルヘキリ質含	サン 有量	(mg/ℓ)	11	25	2	2
大 腸	菌群	羊 数	(個/c㎡)	_	_	10	100
汚	水	量	(㎡/日)	480	600	480	600

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から担	非出される排出水の排水口	排水口				
当該排水口に	項目	変 勇	更 前	変 更 後		
おける汚染状態の通常の値	煩 日	通常	最 大	通常	最大	
及び最大の値	水素イオン濃度	6 ~	~ 8	6~8		
	生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	8	10	8	10	
	化学的酸素要求量 (mg/ l)	12	15	12	15	
	浮遊物質量(mg/ℓ)	16	20	16	20	
	窒素含有量(mg/ℓ)	12	15	12	15	
	り ん 含 有 量 (mg/ℓ)	0.8	1	0.8	1	
	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 ^(mg/ℓ)	2	2	2	2	
	大腸菌群数(個/cm³)	10	100	10	100	
	排 出 水 量(㎡/日)	480	600	480	600	

福岡県告示第1515号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 春日市下白水南1丁目95番から98番まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名 福岡市博多区博多駅前2丁目12番10号 西部日本エンタープライズ株式会社

代表取締役 手島 友一郎

福岡県告示第1516号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年9月12日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和57年12月17日農林水産省告示第2065号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び糸島市役所 に備え置いて縦覧に供する。)